

新型インフルエンザ対応マニュアル

2009年10月発行

新型インフルエンザ対策アクションフロー

【対策本部（大阪）】

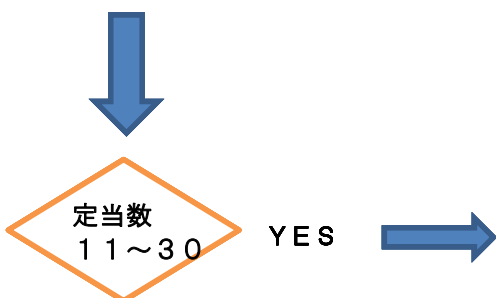
【対策本部アクション内容】

感染症情報センターHPより
発生動向を調査（毎週水曜）



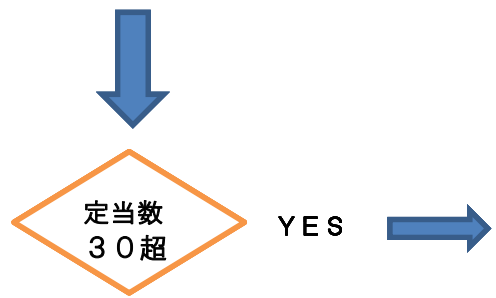
《発生確認宣言》 【危険度 A】

- ・対策本部運営開始宣言する
- ・各事業所へのマスク消毒液を購入手配開始
- ・対策マニュアル確認・改訂作業開始
- ・ワクチン接種情報収集開始



《注意報発令》 【危険度 B】

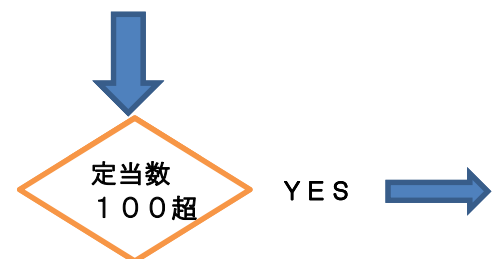
- ・事業所入口へ消毒液設置を指示する
- ・毎日全事業所の罹患者・観察者発生状況掌握開始
- ・マスク着用と手洗い、うがい励行指示
- ・罹患者発生時の対応マニュアル実施を指示する



《警報発令》 【危険度 C】

- ・所内終日マスク着用指示（面談時を除く）
- ・毎日2回所内の電話、デスク、PC機器、ドア周辺
の滅菌作業を指示する
- ・訪問者へ対策への協力依頼の掲示を準備・依頼する
- ・空気除菌・清浄機運転を指示する
- ・飲食ごみ密封化、マイカップ棚等の除菌作業を指示する
- ・毎朝社員の入所時の検温実施開始を指示する

本社総務部及び対策本部と当
該事業所長による三者緊急対
策会議を開催する



《パンデミック宣言》 【危険度 D】

- ・基幹業務確保の対策確認を指示する
- ・社外出張、社内会議開催自粛（延期）依頼する
- ・事業所入場者全員の検温実施指示する
- ・社外営業活動自粛依頼（緊急対応を除く）する
- ・通勤時及び業務終日マスク着用を指示する
- ・重要クライアントへの説明と理解を得る活動指示
- ・飲食は単独行動とすることを指示する
- ・共用社有車の運用自粛を依頼する
- ・業務連絡（社内外を問わず）は電話で対応を依頼する

【備考】

- 1) 危険度レベルの判定は次の資料による（定当欄）の数値を基準とする。（毎週火曜日更新）
『国立感染症研究所 感染症情報センター提供の インフルエンザ流行MAP』
- 2) 危険レベルの強度は A<B<C<Dとする。従って対策は上位強度は下位対策を
全て含むものとする。
- 3) 危険レベル毎に設定の対策はD→C→B→Aの順に解除して行く。

パンデミック危険レベル別対応一覧表①

レベル	レベル判定基準	社内での状況	社内対策指示事項	チェック
A	事業所所在地域の 定点当り届出数が 0～10 (発生が確認され ている)	社員の居住地の学 校で集団発生情報が出た。	・ 対策本部設置	
			・ マスク、消毒液の購入設置開始	
			・ 対策マニュアル確認ミーティング実施	
			・ スタッフ、クライアントへ注意情報提供活動	
B	事業所所在地域の 定点当り届出数が 11～30 【流行注意報】 が発令されている	社員自身または家族 に感染者が発生し た。 (感染初期)	・ 感染者出勤停止と完治後の出勤規制	
			・ マスク着用、うがいと手洗い義務化	
			・ 事業所入口に消毒液設置	
			・ 濃厚接触者マスク着用指定（出勤可能） （2日間発熱・発症監視下に置く）	
			・ 当該社員デスク、電話機、PC機器除菌 ドア取手等の除菌清掃を行う	
			・ 対策本部は全事業所の日々の状況調査 を開始し、集計後情報発信する。 （『定当値10以上』の期間中実施）	
C	事業所所在地域の 定点当り届出数が 30を超えた 【流行警報】 が発令されている	所内で複数の感染者 又は濃厚接触者が発 生した (感染拡大期)	・ マスク着用義務化（事業所内終日）	
			・ 1日2回事業所内電話機、デスク、PC機器 ドア取手等の除菌清掃を行う	
			・ ごみ入れ・マイカップ等（感染者使用）除菌	
			・ 訪問者への対策協力依頼掲示・実施	
			・ 空気除菌機器運転開始	
D	事業所所在地域の 定点当り届出数が 100を超えた 【パンデミック宣 言】 が発令されている	事業所の感染者又は 濃厚接触者が半数を 超えた。 (運営危機期)	・ マスク着用義務化（通勤時を含む業務終日）	
			・ 事業所入口にて入場者全員の検温確認	
			・ 重要業務遂行を確保する対策の確認	
			・ 重要クライアントへの説明と理解を得る	
			・ 業務連絡、報告は極力社内携帯電話使用 直接会話の機会を最小限にする	
			・ 飲食は単独行動とする	
			・ 社外営業活動自粛（緊急対応を除く）	
			・ 社外出張・会議開催自粛（延期）	

【備考】

- 危険度レベルの判定は次の資料による（定当欄）の数値を基準とする。（毎週火曜日更新）
『国立感染症研究所 感染症情報センター提供の インフルエンザ流行MAP』
- 危険レベルの強度は A<B<C<Dとする。従って対策は上位強度は下位対策を全て含むものとする。
- 危険レベル毎に設定の対策はD→C→B→Aの順に解除して行く。

パンデミック危険レベル別対応一覧表②

レベル	レベル判定基準	事業所	社員	派遣スタッフ	社有車
A	事業所所在地域の 定点当り届出数が 0～10 (発生が確認され ている)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常通り事業運営 ・ 対策用品の備蓄状況 確認及び対策本部へ 報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常勤務 ・ 対応マニュアル確認 (事業所ミーティング) ・ 手洗い、うがい励行 指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常勤務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常運行管理
B	事業所所在地域の 定点当り届出数が 11～30 【流行注意報】 が発令されている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員、家族の罹患状況 調査開始(対策本部) ・ 通常通り事業運営 ・ 手指消毒薬を入口へ 設置運用開始 ・ 予防接種情報収集 (所在地域情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤時、営業移動時 マスク着用 (公共交通車内、駅) ・ 出勤・営業帰社時の うがいと手の消毒を 義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗い、うがい励行 指導 (担当営業が啓蒙) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常運行管理 ・ 運転時マスク着用 (指導)
C	事業所所在地域の 定点当り届出数が 30を超えた 【流行警報】 が発令されている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・ミーティングは全員 マスク着用 ・ 業務中マスク着用指導 (可能な限り着用) ・ 対策用品設置運用 ・ 社外訪問者へ協力依頼 (入口に掲示板設置) ・ ドア・各部、食器保管棚 事務机、応接家具、電話 コピー機等の滅菌作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数が集まる 場所でのマスク着用 ・ 出勤前の体調チェック ・ 飲食物ごみ排出制限 (各自クローズド処理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤時、休憩時は マスク着用指導 ・ 対応マニュアル確認 (営業担当と確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業点検時に 車内外の滅菌作業 (人が触れるところ) ・ クライアント訪問等 社外者乗車後は 使用後に滅菌作業 ・ 消毒薬と紙タオルを 車載する (樹脂部変質注意)
D	事業所所在地域の 定点当り届出数が 100を超えた 【パンデミック宣 言】 が発令されている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・ミーティング・出張 は原則行わない(延期) ・ 毎朝所内の人が触れる所 全ての滅菌作業を行う (滅菌作業マニュアル) ・ 来客対応はマスク着用 ・ 社員全員の罹患状況報告 (毎朝ルーチン報告) ・ 社外訪問営業自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭外終日マスク 着用(義務) ・ 出勤前に体温測定 (義務) ・ 危険度D地域へは 営業計画自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭外終日マスク 着用(指導) ・ (クライアントと相 談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則運用停止 (専属使用車を除く)

【備考】

- 1) 危険度レベルの判定は次の資料による(定当欄)の数値を基準とする。(毎週火曜日更新)
『国立感染症研究所 感染症情報センター提供の インフルエンザ流行MAP』
- 2) 危険レベルの強度は A<B<C<Dとする。従って対策は上位強度は下位対策を
全て含むものとする。
- 3) 危険レベル毎に設定の対策はD→C→B→Aの順に解除して行く。

インフルエンザ対応についてのお願い

日々の業務、お疲れ様です。

現在新型インフルエンザが流行しており、感染の危険性が非常に高くなっております。

つきましては、皆様にインフルエンザ予防対策を実施していただき未然に感染の予防をお願いします。

チェック項目

番号	チェック項目
1	自分が現在、38℃以上の発熱がある
2	微熱（37℃から38℃程度）と共に咳がひどい
3	家族でインフルエンザ感染者が出た（新型・A型・B型他を問わず）
4	子供の学校でインフルエンザの集団発生があり休校や学級閉鎖になった
5	インフルエンザ感染者との濃厚接触（1m以内で会話や隣席等をした）があった
6	1週間以内に海外旅行をした、または海外旅行をした人との面会接触があった

＜ 対応内容 ＞

各自で出社前に【検温】と上記の【チェック項目】を確認いただき、該当する場合のみ、担当営業へ（1）電話もしくは（2）メールにて報告し営業担当の指示に従ってください。

なお、警報レベル時には毎週月曜日（休日の場合は翌日）に当社より注意情報をメールにて配信させていただきますのでご確認をお願いします。

（1）電話の場合の報告内容

①就業場所 ②氏名 ③チェック項目該当内容

（2）メールでの報告方法（例）

宛先： 〇〇〇〇@staff-b.com

件名： （氏名を記入してください）

内容：（例） インフルチェック結果【項目番号】に該当する

このチェックシートは長期間使用しますので紛失しないよう、目につくところで保管して下さい。
ご協力お願いいたします。

新型インフルエンザ予防と対応策

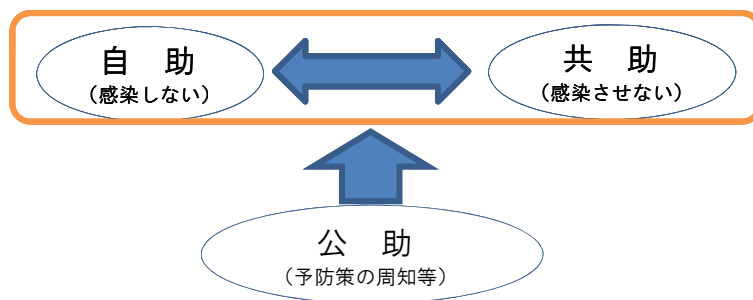
(1) 新型インフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染（くしゃみやせきによる唾液や鼻水の細かい粒を吸い込むことによる感染）と接触感染（汚染された手で鼻や目を触ることによる感染）と考えられています。空気感染が一般的に起きる可能性は低く、空調を止める必要などはないと考えられています。（図1参照）

図1 新型インフルエンザの感染経路



(2) まずは自らの生命を守る「自助」、他人に感染させない「共助」、予防策の周知等の「公助」が重要です。（図2参照）

図2 感染予防の自助・共助・公助



(3) 日常生活の中で実施できる感染予防策は、次のとおりです。

- ① 人と人との距離(2m以上)の保持
- ② 石鹸や消毒液での手洗いの励行
- ③ 咳エチケット(マスクの着用等)
- ④ 手指が触れる場所の清掃・消毒
- ⑤ 通常のインフルエンザワクチンの接種
(通常のインフルエンザの重症化リスクを減らして、新型との判別を容易にし、医療機関の混雑を緩和させるため)

(4) ウイルスを含んだ飛沫は不織布マスクのフィルターである程度は捕捉されますが、非感染者がマスク着用で飛沫を完全に吸い込まないようにすることは困難です。そこで、他の人(特に咳・発熱症状のある人)と2メートル以上の距離を保つ、流行時に人込みを避けるなどの予防策も実施してください。また、マスクは、手指で口・鼻に触れる接触感染の予防にも役立ちます。

(マスクの正しい着用方法)

- ・ マスクの上下、裏表を確認する。
- ・ 鼻の形に合わせてマスクを押さえ、鼻と口を覆う。
- ・ 顔の形に合わせて、両方の耳ひもをかける。
- ・ 顔の大きさに合わせてマスクを広げ、あごの下までしっかりとかぶせる。



(5) ワクチンには、鳥インフルエンザから製造された「プレパンデミックワクチン」と、新型インフルエンザ発生後にそのウイルスから製造される「パンデミックワクチン」の2種類があり、医療従事者やライフライン事業者等の社会機能維持従事者に優先的に接種する考え方が示されています。現在、政府では臨床研究によりワクチンの効果等について検討しています。

* 新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案) (関係省庁対策会議 20年9月)